令和８年 第１０回定例教育委員会

令和８年１０月２０日（火）
午後４時００分から
役場２０４会議室

1 開会の宣言　　教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

（１）教育総務関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
ア　令和８年第６回（１０月）宮代町議会臨時会関係
① 議案について
イ　総合計画後期実行計画の進捗状況について　・・・・・・・・別冊資料1
（２）学校教育関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
ア　１１月の行事予定について
イ　１１月の事業予定について
（３）生涯学習関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
ア　１１月の事業予定について
（４）文化財保護関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
ア　１１月の事業予定について

5 審議案件

議案第２４号
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について　・・・・ P6
議案第２５号
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について　・・・ P8

6 その他

7 次回教育委員会について

令和８年１１月１９日(木)午後４時３０分～　役場２０４会議室

8 閉会宣言　　教育長

４　事務局報告

（１）教育総務関係

ア　令和８年第６回（１０月）宮代町議会臨時会関係

① 議案について

No.	議案番号	件名
１	議案第６３号	**工事請負契約の変更契約の締結について** １　工事名　　令和８年度　須賀中学校外壁改修工事 ２　施　工　箇　所　　須賀中学校地内 ３　履　行　期　限　　令和８年１２月２８日 ４　変更前請負金額　　２億３，７６０万円 ５　変更後請負金額　　２億４，９０９万５，０００円 ６　請　負　業　者　　埼玉県南埼玉郡宮代町 字宮東５７０番地 株式会社大勇建築工業 代表取締役　深井　伸一

イ　総合計画後期実行計画の進捗状況について

（２）学校教育関係

ア １１月の行事予定

須賀小：須　百間小：百　東小：東　笠原小：笠 ／ 須賀中：須　百間中：百　前原中：前
小学校４校：小　中学校３校：（中）

日　付	小　学　校	中　学　校
１日（日）	運動会予備日（小）	
２日（月）	振替休業日（小）	教育相談日（～９日）（百） ３年保育実習（百）
３日（火）	文化の日	文化の日
４日（水）	就学時健診（須） 運動会予備日②（小） シェイクアウト訓練（百） 教育相談日（東）	三者面談（～１２日）（須） 三者面談（～１０日）（前） ３年保育実習（百）
５日（木）	２年町探検（須） ４年福祉体験（百） ３年社会科見学（百） ２年町探検（百） １年歯みがき教室（東）	Ｊアラート訓練（須）
６日（金）	町内音楽会（東小会場）（小）	町内音楽会（東小会場）（中）
７日（土）		百中フェス（百）
８日（日）		
９日（月）	６年食育体験学習（百）	３年保育実習（百）
１０日（火）	６年プログラミング教室（百） ５年田んぼの学校（百）	東部地区学力テスト（中）
１１日（水）	なかよし作品展（～１８日）（全） ５年秋の GT（須） ４年歯科保健指導（須） ６年英語活動発表会（百） ６年プログラミング教室（笠） 学校運営協議会（笠） 教育相談日（笠）	夢と豊かな心を育む講演会（百） ２年英語活動発表会（前）
１２日（木）	６年修学旅行（～１３日）（須） 百間中職業体験（～１３日）（東） ドリームフェスタ（笠）	職場体験（～１３日）（百）
１３日（金）	全校ふれあい遠足（百） ６年東部南地区音楽会（東） ５年田んぼの学校（東）	
１４日（土）	県民の日	県駅伝大会（中）
１５日（日）		
１６日（月）	校内持久走記録会 WEEK（～１８日）（須）	
１７日（火）	須賀中職場体験（～１８日）（須） 学校保健委員会（百） 不審者対応避難訓練（百）	２年職場体験（～１８日）（須） ３年学習会（～１８日）（須） ２年小中英語活動発表会（百）

	６年小中英語活動発表会（東・笠） ４年社会科見学（笠）	３年期末試験（～１８日）（前）
１８日（水）	芸術鑑賞会（須） ６年プログラミング教室（笠）	
１９日（木）	４年歯科講話（百） ５年田んぼの学校（笠）	３年期末試験（～２０日）（須・百）
２０日（金）	ふれあいデー（小） 研究発表会（東）	ふれあいデー（須・百）
２１日（土）		
２２日（日）		
２３日（月）	勤労感謝の日	
２４日（火）	個人面談（～１２/１）（須） ６年小中英語活動発表会（須） 持久走記録会（～２７日）（百） ６年プログラミング教室（百） 芸術鑑賞会（東）	２年小中英語活動発表会（須）
２５日（水）	３年ハーモニータイム（笠）	研究発表会（須） 部活動停止期間（～３０日）（百） ふれあいデー（前）
２６日（木）	教育相談日（百） 前原中職場体験（～２７日）（百） 芸術鑑賞会（笠）	部活動停止期間（～２９日）（須） 学習会（～２７日）（須） 職場体験（～２７日）（前）
２７日（金）	全校ふれあい遠足予備日（百） ドリームフェスタ予備日（笠）	
２８日（土）		部活動停止期間（～３０日）（前）
２９日（日）		
３０日（月）	授業参観・懇談会（百）	１・２年期末試験（須・百）

イ　１１月の事業予定について（教育委員会）

日　付	内　　容	場　　所
２日（月）	教育長ヒアリング（小中学校）	役場２０４会議室
５日（木）	第２回就学支援委員会	百間小
９日（月）	教育長ヒアリング	役場２０４会議室
１２日（木）	人権教育担当者会	役場２０４会議室
１７日（火）	いじめ不登校対策連絡会議	進修館大ホール
１９日（木）	宮代道徳の日	各学校
１９日（木）	子ども環境会議	進修館大ホール
２０日（金）	宮代町教育委員会委嘱研究発表会	東小
２５日（水）	宮代町教育委員会委嘱研究発表会	須賀中

（３）生涯学習関係

ア １１月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日　時	内　　容	場　所
８日（日） １４日（土） ２２日（日）	子ども大学みやしろ　（全５回） ■日本工業大学と町、団体が連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。 ■対象　町内在住の小学校４～６年生　２７名 ●第３回　８日（日）13:30～15:30 講義 「海の廃プラスチック問題について知ろう！」 講師　日本工業大学　学生環境推進委員会 ●第４回　１４日（土）13:30～15:30 講義 「自転車のプロから学ぼう！メンテナンスと交通ルール」 講師　サイクルベースあさひ ●第５回　２２日（日）13:30～15:30 講義 「大きな空間長い橋をつくる仕組みを使って、小さな建物をつくってみよう②」 講師　日本工業大学建築学部建築学科　上田　学 先生 ※修了式　15:40～16:00	８日、２２日 日本工業大学 １４日 進修館
２３日（月） 勤労感謝の日 11:00	第１５回 図書館を使った調べる学習コンクール表彰式 ■図書館の本や資料を使い、身近な疑問や興味があるテーマを調べた作品を募集。優秀作品について表彰を行う。 ●対象　町内在住または在学の小学生・中学生 ●応募　２２９作品（２３１名） ●表彰　１３作品	図書館ホール
２８日（土） 9:00～12:00	てくてくミヤシロ２０２６ ■宮代の自然や歴史に触れながら、ちょこっと汗をかくウォーキングイベント。 ●対象　　町内在住・在勤・在学の小学校５年生以上 ２０人 ●参加費　１００円（１人）	スキップ広場～新しい村/笠原沼～山崎遺跡～金原遺跡～前原遺跡～郷土資料館～新しい村 ＊距離約４㎞

(4)文化財保護関係

ア １１月の事業予定について

日　時	内　　容	場　　所
１１月１５日 (日) 10：00～14：00	**資料館フェスタ２０２６** ■郷土の歴史に親しむ機会を増やし、郷土愛をはぐくむことを目的として開催する。また、町内にある博物館３館(東武動物公園・日本工業大学工業技術博物館・宮代町郷土資料館)が連携して博物館の面白さを発信する。 （東武動物公園担当） ●動物の骨格標本を観察しよう ●ホワイトタイガーのコタ・ハクの成長記録紹介パネル展示・グッズ販売 （日本工業大学工業技術博物館担当） ●ミニチュア電車を運転しよう ●缶バッジを手作りしよう （宮代町郷土資料館担当） ●縄文マグネットづくり ●旧進修館の公開 ●町指定文化財建造物ツアー	西原自然の森 郷土資料館

議案第２４号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（調整区域）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第７条の規定に基づく調整区域居住者の就学希望の承認について、同規則第８条の規定により議決を求める。

令和８年１０月２０日提出

宮代町教育委員会
教育長　島村　圭一

提　案　理　由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和９年度入学予定　学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（調整区域）

	異　動　前								異　動　後								増　減
	須賀小へ	百間小へ	東小へ	笠原小へ	須賀中へ	百間中へ	前原中へ	計	須賀小から	百間小から	東小から	笠原小から	須賀中から	百間中から	前原中から	計	
須賀小		0	0	1				1		0	0	0				0	▲ 1
百間小	0		3	6				9			0	0				0	▲ 9
東　小	0	0		33				33	0	3		0				3	▲ 30
笠原小	0	0	0					0	1	6	33					40	40
須賀中						2	0	2						0	0	0	▲ 2
百間中	0				0		0	0					2		5	7	7
前原中					0	5		5					0	0		0	▲ 5
小学校計	0	0	3	40				43	1	9	33	0				43	
中学校計					0	7	0	7					2	0	5	7	
合　　計	0	0	3	40	0	7	0	50	1	9	33	0	2	0	5	50	

※希望理由

（１）小学校

・兄弟姉妹が通学している　・教育理念　・友人がいる　・学校環境
・本人の希望　・距離が近い

（２）中学校

・兄弟姉妹が通学している　・部活動の関係　・友人がいる
・近い学校

議案第２５号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（通学区域外）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第１０条の規定に基づく通学区域外居住者の就学希望の承認について、同規則第１１条の規定により議決を求める。

令和８年１０月２０日提出

宮代町教育委員会
教育長　島村　圭一

提　案　理　由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和９年度入学予定　学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（通学区域外）

	異　動　前								異　動　後								増　減
	須賀小へ	百間小へ	東小へ	笠原小へ	須賀中へ	百間中へ	前原中へ	計	須賀小から	百間小から	東小から	笠原小から	須賀中から	百間中から	前原中から	計	
須賀小		0	0	1				1		0	1	1				2	1
百間小	0		0	3				3	0		6	0				6	3
東　小	1	6		1				8	0	0		0				0	▲ 8
笠原小	1	0	0					1	1	3	1					5	4
須賀中						2	0	2						0	0	0	▲ 2
百間中					0		4	4					2		17	19	15
前原中					0	17		17					0	4	0	4	▲ 13
小学校計	2	6	0	5				13	1	3	8	1				13	
中学校計					0	19	4	23					2	4	17	23	
合　　計	2	6	0	5	0	19	4	36	1	3	8	1	2	4	17	36	

※希望理由	
（１）小学校	（２）中学校
・兄弟姉妹が通学している　・近い学校	・部活動の関係　・友人がいる・本人の希望
・新校舎　・友人がいる	・兄弟姉妹が通学している

令和９年度入学予定　学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（合計）

	増　減		
	調整区域	通学区域外	合計
須賀小	▲ 1	1	0
百間小	▲ 9	3	▲ 6
東　小	▲ 30	▲ 8	▲ 38
笠原小	40	4	44
須賀中	▲ 2	▲ 2	▲ 4
百間中	7	15	22
前原中	▲ 5	▲ 13	▲ 18

議案第２４・２５号関係

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成２３年１２月１５日

教委規則第８号

改正　平成２７年１２月１７日教委規則第６号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成１４年宮代町教育委員会規則第８号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則
第２章　調整区域制度
第３章　自由選択制度
第４章　転学
第５章　雑則
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、宮代町小・中学校管理規則（平成２３年宮代町教育規則第２３号）第１６条の規定に基づき、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通学区域）

第２条　学校の通学区域は、別表第１に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第３条　教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

（通学方法）

第４条　通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

２　通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

（受入れ人数の決定及び公表）

第５条　各学校の受入れ人数は、小学校第１学年の全学級が３５人、中学校第１学年の全学級が４０人を満たすまでとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

３　教育委員会は、前２項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

第２章　調整区域制度

（調整区域）

第６条　第２条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第２に定める。

（選択校の申請）

第７条　調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

（選択校の決定等）

第８条　教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第２号）により保護者に通知するものとする。

第３章　自由選択制度

（自由選択制）

第９条　第２条及び第６条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第１学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

（自由選択校の申請）

第１０条　学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。

（自由選択校の決定等）

第１１条　教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認（不承認）通知書（様式第４号）により保護者に通知するものとする。

（抽選）

第１２条　教育委員会は、第１０条に基づく申請が、第５条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

（補欠員の登録）

第１３条　教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

２　前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

（補欠員の就学変更）

第１４条　教育委員会は、前条第２項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠順上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

２　教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書（様式第５号）により保護者に通知するものとする。

３　教育委員会は、第１項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

第４章　転学

（転学の申請）

第１５条　学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書（様式第６号）を教育委員会に提出しなければならない。

（転学の決定等）

第１６条　教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認（不承認）通知書（様式第７号）により保護者に通知するものとする。

第５章　雑則

（委任）

第１７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年教委規則第６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西粂原、大字東粂原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大字須賀のうち【１６９３～１６９７、１７００、１７０１、１７０４、１７０５、１７０９～１７２６、１８７２～１８８７番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東粂原のうち【８３０～１０１５番地】、大字須賀のうち【１、４１、４５～４８、５８、８５、１１０、１２７～１７３、１７５～２３０、２９１～３１１、４７２～４７８、１５０１番地】

別表第２（第６条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東１９８～２１４、２１８、３３９～４５０、７３３～７３７、７４０～７４５、９１１、９２１～９２４、９３１～１０１３
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀５４６、５５２～５８３、６４１～６９３、９６４～１０１９、１０９９～１１１０、１１２１～１１２３、１６２９～１６３９、１７２７～１７６０、１７６６～１８０３、１８１０～１８１１、１８９２～１９３８、１９７３～１９９１、大字東粂原７７５、７７７～７８４、７９４、７９８～８００ 〔B区域東小学校区より〕 字道佛、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井